

自主防災組織

結成マニュアル



釜石市

目 次

★自主防災組織の必要性	2
★自主防災組織のつくり方	5
★自主防災組織の活動	7
★自主防災組織に必要な資機材	8
★自主防災組織への補助制度	9
★自主防災組織の結成から活動まで	11
★自主防災組織のネットワーク	12

資 料 編

★市内自主防災組織一覧	15
★自主防災組織規約（例）	16
★自主防災組織の組織図（例）	18
★自主防災組織設置届出書（様式）	19
★自主防災組織設置届出書（記載例）	20
★自主防災組織防災計画（例）	21

★ 自主防災組織の必要性・・・

○ 我が国は、島国特有の急峻な地形の上、地震や台風による集中豪雨、土砂災害といった自然災害が発生しやすい環境にあります。

昨今の気候変動の影響により、市内で発生した大雨洪水による災害発生件数も増えております。特に太平洋に面する、我らが故郷の釜石市は、これまでも地震や津波による甚大な被害を受けている地域でもあります。

○ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、甚大な被害によって多くの地域が孤立する中、避難者の受け入れや避難所等の運営に始まり、食糧の持ち寄りなどにより炊き出しを実施するなど、住民同士が助け合い、命をつなぎました。被災者の救助や避難所運営等の対応は、大規模な災害になれば行政のみでは限界があります。

○ 「自主防災組織」とは、自分たちの地域は自分たちで守る、という連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。日頃の心がけ、災

害への備え、訓練の実施など、普段の防災活動が地域で命を守ることに繋がると考えています。

- 「自主防災組織」に期待される役割は、その災害に対応した避難訓練や防災訓練を繰り返し実施することにより、住民の命や財産を守り、被害を最小限にすることです。そのためには、地域の状況をよく把握しておくこと、日頃からの地域住民同士の連携が大切になります。
- しかしながら、当市の高齢化率は40%を越え、さらにコロナ禍による活動の自粛から、地域住民との結びつきも希薄となり、自主防災組織の運営のみならず、町内会・自治会の運営もままならない状況となっております。
- 災害はいつ起こるかわかりませんし、待ってもくれません。

「防災」をキーワードに、避難訓練や炊き出し訓練などを実施し、町内会員や自治会員の顔合わせのきっかけにしてみてもはいかがでしょうか？年齢や身体の障害の有無など、要支援者の方はご近所にいらっ

しゃいませんか？

- 「自主防災組織」は防災のみならず、地域活性化の起爆剤になるかもしれません。自主防災組織を積極的に結成し、行政と連携して「大切な命を守る災害に強い地域」をつくりましょう。

◆東日本大震災での市内自主防災組織の活躍事例

事 例	組織名	概 要
行政・学校と連携した避難所運営	大渡町内会自主防災会	あらかじめ決めていた組織図を生かし、役割分担して対応した。
孤立地区避難所の自主運営	松原町自主防災会、尾崎白浜町内会自主防災会など	自主的に避難所を開設、運営した。
他地区の避難者の受け入れ・支援	小川町内会防災部、洞関町内会防災部、砂子渡町内会自主防災会、栗林共栄会防災部、橋野町振興協議会防災部など	他地区の被災者を避難所に受け入れ、避難所運営補助、炊出し、物資の提供等を行った。

★ 自主防災組織のつくり方・・・

自主防災組織は、地域住民自ら、自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。地域で自主防災組織をつくろうと思われたら、ぜひ、市防災危機管理課にご相談ください。

1 自主防災組織の規模

自主防災組織の規模は、町内会または自治会単位を基本とします。多くの町内会が自主防災会を結成しています。次の事項が規模に関する一般的な基準です。

- (1) 住民が連帯感に基づいて、防災活動等を効果的に行える程度の規模であること。
- (2) 住民の日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模であること。

2 自主防災組織をつくる方法

(1) 組織のかたちの決定

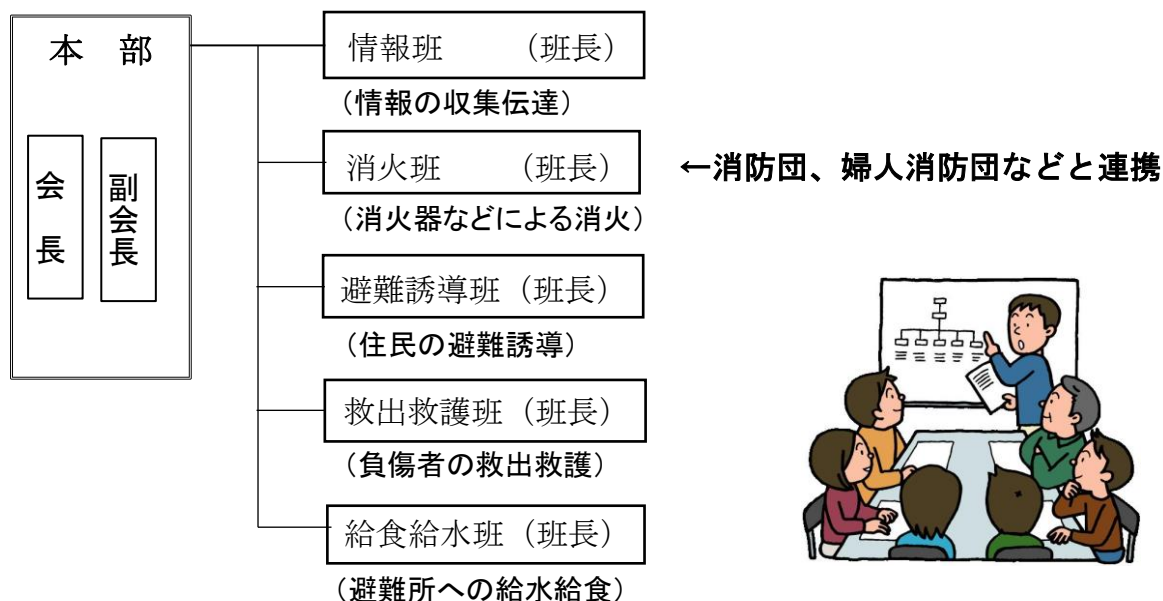
- 町内会や自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。
- どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち（町内会を例として）】

型	説明	役員構成
重複型	町内会の組織を、そのまま自主防災組織に兼ねさせるかたち (町内会＝自主防災会 型)	町内会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	町内会の下に、別に「防災部」などの自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	町内会役員とは別に、独自に「防災部長」などの代表者、役員を選ぶ
別組織型	町内会や団体等が中心となり、町内会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

(2) 組織の編成案の作成

- 自主防災組織の一般的な編成(組織図)と役割は、次のとおりです。



(3) 役員の人選

- 組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。
- 役員、特に班長には防災活動の経験がある人が望ましく、総会までに最終的な候補者を立てておく必要があります。
- 女性や若い人など、地域内のさまざまな方に参加してもらいたいことが望ましいです。

(4) 規約案の作成 ⇒参考: 資料編「自主防災組織規約(例)」(P16)

- 自主防災組織は、組織の目的、事業内容、役員を選任および任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確化した規約を定めることが必要です。
- 既に町内会の規約がある場合、町内会の規約の中に、自主防災活動に関する項目を追加することで、規約の作成とすることもできます。
- 自主防災組織を結成されたら、「自主防災組織設置届出書」に自主防災組織の規約を添えて、市防災危機管理課に届け出てください。

⇒参考: 「釜石市自主防災組織設置届出書(様式・記載例)」(P19・20)

★ 自主防災組織の活動・・・

※ 自主防災組織の理想的な活動内容を記述しますが、組織の規模等に
応じ、無理なく徐々に活動を広げていく事も良いことです。

(1) 平常時の予防活動

ア 防災知識の普及

地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災講習会、災害図上訓練(DIG)等を実施する。

イ 防災訓練の実施

消火訓練、避難訓練、避難所運営訓練など、災害時の応急活動が
的確に行えるよう定期的に防災訓練を実施し、必要な知識および技術
の習得に努める。

ウ 情報の収集、伝達体制の確立

組織図や連絡網を作成し、班編制により連絡体系を明らかにする。
また、災害予防のため、地域固有の危険箇所、避難行動要支援者の実
態等の把握に努める。

エ 火気使用設備器具等の点検

大地震発生時、被害の発生または拡大の原因となる火気使用設備器
具、危険物品等を点検する。

オ 防災資機材の備蓄

消火用資機材、応急手当用医薬品、救助工作用資機材等防災活動に
必要な資機材の備蓄に努める。

(2) 災害時の応急活動

ア 地域内の被害状況の情報収集

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を執るため、
市防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、地
域内からの情報を収集、整理する。

イ 住民に対する避難指示等伝達、確認

避難指示等が発令された場合は 避難指示等の重要な情報を地域内住民に伝達する。

ウ 安否確認及び避難誘導

避難行動要支援者も含め全ての住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導し、地域内の住民の安否を確認する。

エ 出火防止および初期消火

地震等が発生した場合は、直ちに住民に対し、火の始末を呼び掛け、出火した場合は、初期消火に当たる。

オ 救出、救護活動の実施及び協力

建物の倒壊や落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、資機材を有効に活用し、直ちに救出救護活動を行う。

カ 炊出し及び救援物資の配分等避難所運営に対する協力

主体的に避難所運営に協力し、炊き出し等の給食・給水活動、水、食料、毛布等救援物資の配給に当たる。

キ 市災害対策本部への被害状況の連絡

★ 自主防災組織に必要な資機材 . . .

お金をかけて資機材を用意しても、使い忘れたり、管理できなくなったりしては大変です。資機材よりも、まずは防災会を組織する皆さんの気持ちです。資機材がなくても防災会の仕事は十分できるのです。

ただ、より一層効果的にするためには、次のような資機材があれば大変結構です。

(1) トランシーバー・ハンドマイク (情報伝達・避難誘導用)

・東日本大震災では、通信が途絶えた際の情報連絡に役立ちました。

(2) 懐中電灯・担架 (避難誘導・救出救護用)

(3) ロープ・バール (避難誘導・救出救護用)

(4) 隊員用個人装備

ア ヘルメット(〇〇町自主防災会等の名前入り)

イ ゴム長靴

ウ ユニフォームまたはハッピ(〇〇町防災会等の名前入り)

(5) 消火器具

ア 消火器(各家庭から持ち寄ることとしても結構です。)

イ 消火用バケツ(飲料水搬送用にも使えます。)

★ 自主防災組織への補助制度・・・

市は、自分たちのまちは自分たちで守るという地域住民の意識を高揚させ、自主防災組織の育成を推進する目的で、自主防災組織が行う防災活動に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付しています。

補助対象経費

種 目	補助対象事業の一例	補助率	補助金限度額
防災資機材等 整備	別表を参考	1/2 以内	100,000円/年
自主防災訓練	防災訓練実施にかかる経費	10/10	50,000円/年

○ 補助金で購入した資機材等は自主防災組織で適切に管理してください。

※補助金の制度は変更されることがあります。詳細については市ホームページをご覧ください。市防災危機管理課にお問い合わせください。



別表

区分	物品名
情報連絡用	ハンディメガホン、トランシーバ、トランジスターラジオ及び警笛
初期消火 水防用	街頭用消火器及び格納箱、消火ホース格納箱、街頭用消火ホース並びに砂袋(土のう)
防災活動用	腕章、防災被服等、ヘルメット及び旗類(避難誘導棒等)
救助活動用	防雨シート、ツルハシ、スコップ、かけや、ジャッキ、バール、万能オノ、のこぎり、梯子、なた、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ハンマー、ロープ、ワイヤーカッター、一輪車、発電機一式(投光機、コードリール、燃料携帯缶)等
救護用	救急箱、担架、毛布、テント、リヤカー等
給食給水用	給水タンク、給水ポリ袋、ろ水機、炊飯器具(大なべ等)、コンロ、ガスボンベ等
非常食料品	乾パン、保存米、副食、保存飲料水等(保存年限が概ね5年以上のものに限る。)
備蓄品保管用	備蓄用品等の保管棚、保管倉庫、ロッカー等(保管棚又は保管倉庫を工作する場合にあっては、その材料費)



★ 自主防災組織結成から活動まで・・・

①町内会の総会等で自主防災組織の必要性を確認する

ご希望があれば、市防災危機管理課が地元へ出向き説明します。

②自主防災組織を結成する

- 1 地域の実情に応じ、地域住民の総意により結成することを決めます。
- 2 「規約」を定めます。
- 3 市防災危機管理課へ「自主防災組織設置届出書」を提出してください。

③自主防災組織の活動内容を決める

- 1 自主防災組織の運営方法や防災マップ、避難計画、訓練計画等を作成します。
- 2 ご希望があれば、市防災危機管理課が指導や助言に出向きます。

自主防災計画を立て、訓練を繰り返し実施することにより、地域の皆さんの防災意識を高め、万一の災害に備えることができます。

④防災訓練を実施してみる

- 1 消防団や婦人消防団(隊)等と協力して、「防災訓練実施計画書」を作成します。
- 2 計画を立てる場合、訓練内容に応じて、消防署や市防災危機管理課が指導に出向きます。
- 3 市防災危機管理課に「自主防災訓練等計画書」を提出してください。消防署などが協力いたします。

⑤訓練結果を取りまとめる

- 1 訓練終了後に反省会などを開き、訓練結果を取りまとめます。
- 2 市防災危機管理課に「自主防災訓練等実施結果報告書」を提出願います。

⑥防災訓練に係る運営方法や訓練計画を見直す

- 1 訓練結果を踏まえて、次の訓練や災害時の対応に活かしましょう
- 2 多くの住民が参加する組織に育てていきましょう。

⑦防災訓練を実施してみる

- ・最初の活動は、町内の巡視や点検、避難場所の確認など、取り組みやすいことからスタートすると良いでしょう。
- ・防災活動に限らず、地域の交流を深めていき、隣近所のお付き合いから、助け合いの輪を広げましょう！
- ・普段から、町内会等、地域の活動の中に、防災活動も入れ、防災意識と連携を高めましょう！

★ 自主防災組織のネットワーク・・・

- 自主防災リーダーを対象とした学習会の開催、リーダー研修会のご案内などを行っています。

※参考：資料編「市内自主防災組織一覧」(P15)



資 料 編

★市内自主防災組織一覽

全 49 組織(令和8年3月末現在)

地区	組織名	地区	組織名
釜石 (9)	東前町内会自主防災部会	鵜住居 (14)	外山地区婦人消防クラブ
	浜町3丁目自主防災会		外山町内会自主防災会
	只越地区防災会		新田・神の沢町内会防災会
	尾崎町町内会自主防災会		日向自主防災会
	大渡町内会自主防災部		根浜親交会防犯防災部
	鈴子町内会自主防災会		箱崎町自主防災会
	松原町自主防災会		仮宿町内会自主防災会
	大平望洋ヶ丘町内会自主防災会		片岸町自主防災会
	親富幸通り自主防災会		室浜自主防災会
平田 (6)	平田町内会自主防災会		両石婦人消防クラブ
	上平田町内会自主防災会		両石町自主防災組織
	上平田ニュータウン町内会自主防災会		白浜町内会自主防災部
	尾崎白浜婦人消防協力隊		鵜住居町内会自主防災部
	尾崎白浜町内会自主防災会		釜石東中学校生徒会(令和7年2月結成)
	佐須町内会自主防災会		
中妻 (3)	中妻さざなみ町内会自主防災会	唐丹 (4)	唐丹駐在所連絡協議会防災部会
	中妻北町内会防災部会		荒川町内会防災部会
	中妻皆輪町内会自主防災会		小白浜自主防災会
	本郷防災会		
小佐野 (4)	桜木町内会自主防災会	栗橋 (2)	栗林共栄会自主防災部
	小川町内会防災会		橋野町振興協議会防災部
甲子 (7)	大畑団地自治会自主防災部会	合計	49 組織
	大畑町内会自主防災部		
	洞関町内会自主防災部		
	一の渡町内会自主防災会		
	砂子渡町内会自主防災会		
	大松町内会自主防災部		
	松倉町内会自主防災会(令和7年5月結成)		

★自主防災組織規約（例）

※重複型の組織を例としたもの

〇〇町自主防災会規約

（名 称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、釜石市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇集会所に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、土砂災害、火災、その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災活動の普及啓発
- (2) 災害による被害を防ぐための活動
- (3) 災害の発生時における情報収集・伝達、安否確認、初期消火、避難誘導、救出救護、避難所運営、給食給水等の活動
- (4) 前号に関する訓練
- (5) 防災資機材等の整備
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、〇〇町内会に加入する世帯及び本会の目的に賛同する者をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 班(部)長 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 1名
- 2 会長は町内会長をもってあて、その他の役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を主宰し、災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 班長は、防災各班の長として、班の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会には、総会及び役員会を置く。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、全会員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事
 - (3) 活動計画に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他総会が特に必要と認めた事
- 5 役員会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会への議案の提出
 - (2) 総会の議決事項の実施
 - (3) その他役員会が特に必要と認めた事

(防災計画)

第9条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害の発生時における本会の組織編成及び任務分担に関する事
 - (2) 防災知識の普及啓発に関する事
 - (3) 防災訓練の実施に関する事
 - (4) 災害の発生時における情報の収集伝達、安否確認、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営、給食給水並びに防災資機材等の備蓄及び管理に関する事
 - (5) その他必要な事項

(経 費)

第10条 本会の運営に要する経費は、町内会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

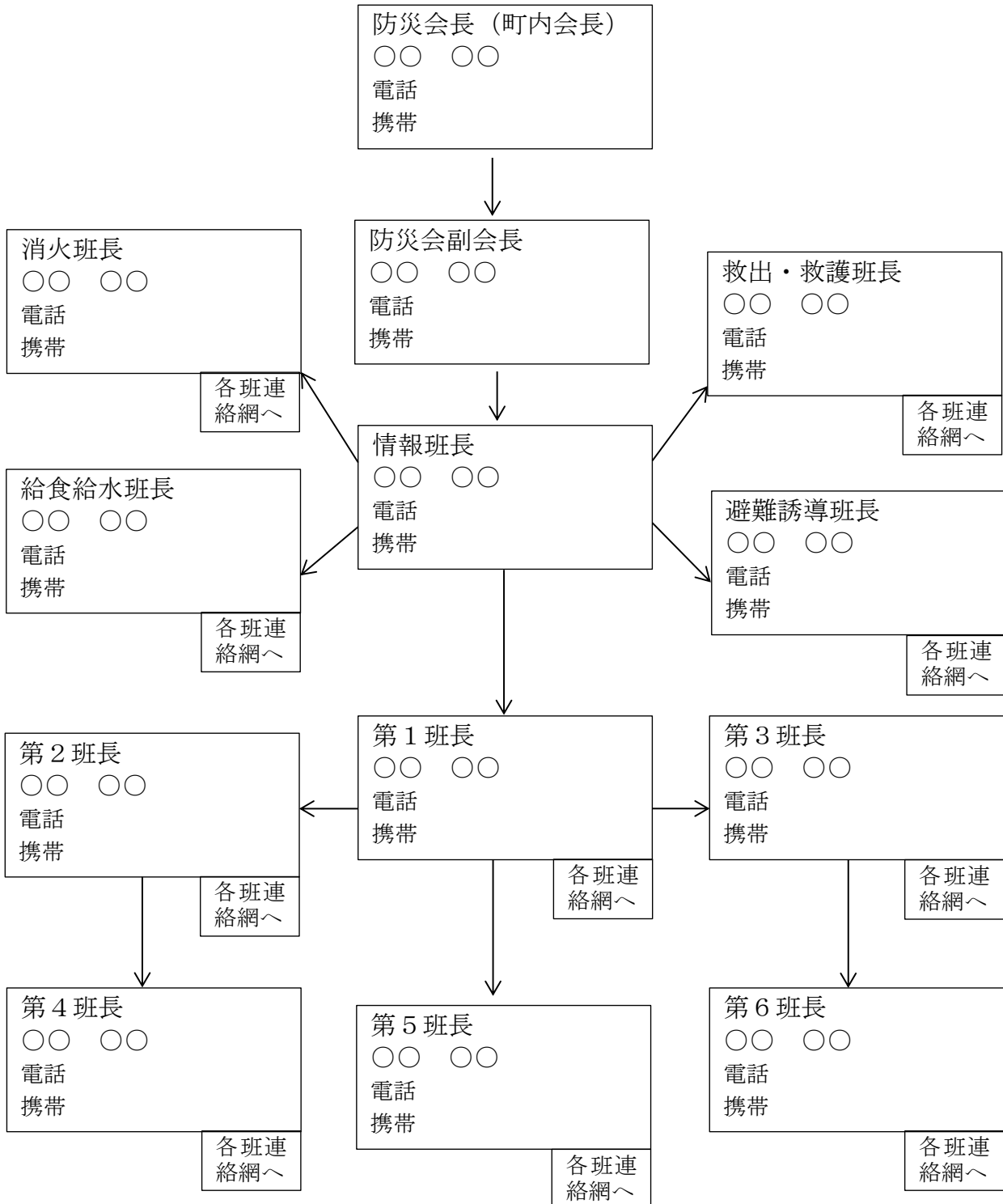
第11条 この規約に定めのない事項については、会長が定める。

附 則 この規約は、令和〇年〇月〇日から実施する。

★自主防災組織の組織図（例）

※重複型の組織を例としたもの

〇〇町自主防災会緊急連絡網



★自主防災組織設置届出書

別記様式（第2条関係）

令和 年 月 日

釜石市長様

住 所
自主防災組織名
代 表 者
電 話 番 号



自 主 防 災 組 織 設 置 届 出 書

自主防災組織を設置しましたので下記のとおり届け出ます。

記

組 織 名 (自治会名等)	
設置年月日	令和 年 月 日
「自主防災会長」 氏 名 住 所 電話・FAX	TEL :
組織構成世帯数	世帯
構 成 人 数	人
そ の 他	

添付書類

- 1 自主防災組織規約の写し
- 2 自主防災組織の組織図等
- 3 その他参考となる書類

★自主防災組織設置届出書（記載例）

別記様式（第2条関係）

令和××年××月××日

釜石市長様

住所 ○○町×丁目×番×号
自主防災組織名 ○○町内会自主防災会
代表者 ▲ ▲ ▲ ▲
電話番号 ××-××××

印

自主防災組織設置届出書

自主防災組織を設置しましたので下記のとおり届け出ます。

記

組織名 (自治会名等)	○○町内会自主防災会 (○○町内会)
設置年月日	令和××年××月××日
「自主防災会長」 氏名	▲ ▲ ▲ ▲
住所	○○町×丁目×番×号
電話・FAX	TEL : ××-××××
組織構成世帯数	○○世帯
構成人数	○○人
その他	

添付書類

- 1 自主防災組織規約の写し
- 2 自主防災組織の組織図等
- 3 その他参考となる書類

★自主防災組織防災計画（例）

〇〇町自主防災会防災計画

1. 目的

この計画は、〇〇町自主防災会(以下「本会」という。)の防災活動に必要な事項を定め、もって地震、津波、風水害、火災等の災害による、人的及び物的被害の発生並びにその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1)組織編成及び任務分担に関すること
- (2)防災知識の普及啓発に関すること
- (3)防災訓練の実施に関すること
- (4)情報の収集伝達に関すること
- (5)出火の防止及び初期消火に関すること
- (6)救出救護に関すること
- (7)避難誘導及び避難所運営に関すること
- (8)給食給水に関すること
- (9)防災資機材の備蓄及び管理に関すること

3. 組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、本会に次の班を置く。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1)本部 | 本会の運営、防災関係機関との連絡調整 |
| (2)情報班 | 被害情報の収集及び伝達 |
| (3)消火班 | 初期消火活動 |
| (4)避難誘導班 | 住民の避難場所への誘導及び安否確認 |
| (5)救出救護班 | 負傷者の救出救護 |
| (6)給食給水班 | 食料及び飲用水の調達並びに炊き出し及び分配 |

4. 防災知識の普及啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により、防災知識の普及啓発を行う。

- (1)啓発事項
 - ア 本会及び防災計画に関すること
 - イ 災害の知識に関すること
 - ウ 避難経路及び避難箇所に関すること
 - エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
 - オ その他防災に関すること
- (2)普及啓発方法
 - ア 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
 - イ 講演会、座談会等の開催
 - ウ パネル等の展示
- (3)実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、町内会等の行事に合わせて随時実施する。

5. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次により、防災訓練を実施する。

(1)訓練の種別 訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2)個別訓練 個別訓練は、次の訓練とする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食給水訓練

(3)総合訓練 総合訓練は、2つ以上の個別訓練を行うものとする。

(4)訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5)訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は町内会等の行事に合わせて実施する。

イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6. 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、次により、情報の収集、伝達を行う。

(1)情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報及び防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2)情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、テレビ、ラジオ、有線放送、電話、携帯無線機、伝令等による。

7. 出火防止及び初期消火

(1)出火防止

防災の日並びに春季及び秋季火災予防運動期間中に、地域住民に対し、次の事項に重点をおいて点検整備を実施するよう呼びかける。

ア 火気使用設備及び器具の点検整備並びにその周辺の整理整頓

イ 石油類等の危険物品の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建築物等の危険箇所の状況

(2)初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、消火器、消火バケツ、消火砂等の消火資機材を配備す

る。

8. 救出救護

(1)救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出救護活動に積極的に協力する。

(2)防災関係機関への出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、防災関係機関に出動を要請する。

(3)負傷者が発生した場合の対応

直ちに応急救護所へ搬送し、防災関係機関、医療機関等に連絡する。

9. 避難誘導及び避難所運営

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1)避難誘導の指示

市長の避難指示が発令されたとき、又は会長が必要と認めるときは、会長は、避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(2)避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を釜石市地域防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3)避難経路及び避難場所

ア 避難路 ○○通り、ただし○○通りが通行不能の場合は○○通り

イ 避難場所 ○○公園又は○○学校

(4)避難所の管理及び運営

災害時における避難所の管理及び運営については、市の要請に応じて協力するものとする。また、災害の規模等必要に応じ、自主的に避難所運営を実施するものとする。

10. 給食給水

避難場所等における給食及び給水は、次により行う。

(1)給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2)給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水又は水道、井戸水、沢水等により確保した飲料水により給水活動を行う。

(3)その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品等の救援物資を受領し、分配する。

11. 防災資機材

防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年6月第1日曜日を本会が保有する全資機材の点検日とする。

自主防災組織設置・防災講習会に に関するお問い合わせ

釜石市役所 2階 危機管理監 防災危機管理課

防災危機管理課	27-8441
市役所代表電話	22-2111 (内線114)
FAX番号	22-2686

Eメールアドレス bousai@city.kamaishi.iwate.jp

消火訓練・応急手当、救命講習に関する お問い合わせ

釜石消防署にお問い合わせください

釜石大槌地区行政事務組合

釜石消防署 22-2526

令和8年4月 改訂